



(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
6	説明会資料の24ページに「事業地からの浸透水の流入量が少ないことから・水質に著しい影響を与えることは想定されません。」との記載があります。 当然、当該地域における過去の雨量などを調査して判断されていると思いますが、具体的な数値で説明して下さい。 当該地域は、伊賀市では比較的に雨量の多い地域であり隣接する笠取山において遠くない過去に線状降水帯により時間雨量120mmを記録したこともあり、流入量が少ないという感覚がないのですが。	浸透水の流入量が少ないとは思えないため。							F	G						
7	処分場閉鎖後に問題が発生した場合の責任と処理や補償をどうするかの説明がないので明文化して下さい。	処分場閉鎖後の責任の所在を明確化しておく必要があるため。													I	
8	本事業は、地域住民の生活領域にあまりにも近すぎます。有害物質が流出すれば計り知れない莫大な人的被害や経済損出が発生する地域環境にあり、地域住民が日々心配し心休まることのない生活を余儀なくされます。 地域住民の大半が反対している完全アウェーの中で、御社としてもその様なリスクを背負いながら強引に事業を運営していくことは心が休まらない日々になるのではないのでしょうか？ 有害物質が搬入され埋め立てられる可能性は100%無いと自信をもって言い切れますか?言い切れるのであれば地域住民が納得できるその根拠を示して下さい。 言い切れないのであれば、今一度、本事業を行う地域の生活環境や住民の声などを調査・把握して、問題発生時に及ぼす社会への影響の大きさを熟考され、また、御社が被る代償(民事的、刑事的)を熟慮のうえ、その計画を中止するという英断を切に要望します。	本事業はあまりにも生活領域や水源(服部川)に近く、有事の際の被害の大きさを鑑みて無謀な計画であると判断するため。	A	B												N
9	使用する遮水シートの耐久性能(劣化性も含め)を教えてください。また、経年により浸透水が遮水シートを通過し地下水に流出する可能性についてはどの様に考察しているのか明示して下さい。	使用する遮水シートの性能や耐久性が知りたいため。							F							N
10	本事業に関して、御社が有する経験値・知識レベル・技術力・各種人材(検査員、水処理やその設備に関する技術者及び運転員、埋立を行う作業員、全体を総括する管理者など)の技量を明示して下さい。	本事業に関する企業としての総合力が心配であるため。													L	
11	水処理施設に関する具体的な内容の説明会を計画して下さい。時期は今すぐでなくても結構です。	水処理施設の内容を知りその安全性を確認したいため。							F							N
12	BOD・COD・SSの水質予測について、下記の質問にお答え下さい。 ①BOD・CODについて地点1及び2で悪化する原因は何ですか?地点3では変化がないのは何故かを具体的に教えてください。 ②SSについて三つの地点とも変化しない理由を具体的に教えてください。	水質予測の根拠を知りたいため。							F							

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)															
13	大気・水質・土壌の測定に関して、不正がない事を証明するために御社と利害関係のない計量証明事業者認定を受けた企業・機関で行うようにして下さい。また、そのデータを定期的に伊賀市に報告して下さい。	大気・水質・土壌に関する正確な測定を実施し、企業の社会的責任として地域住民にその情報を公開することにより、生活環境が保全されているかを確認したいため。							F							L		N
14	不具合の兆候を早期に発見しその発生を未然に防止するために、重要と思われる項目に絞り測定頻度を増やし傾向管理を実施していくという事も取り入れて下さい。 この場合は、費用を抑えるために内部にての測定でもOKと思います。但し、相関関係を把握しておくことは必要です。	不具合の発生を未然に防止するため。							F							K		N
15	地盤の安全率に関して、地震の震度はいくらを想定したのですか?	地震の震度をいくらで想定したのかが解らないため。									G							
16	石綿含有産業廃棄物の運搬に関して、どのような対応を行いますか?具体的に明示して下さい。	運搬における不具合防止の観点からその対応を知りたいため。																
17	地下水の調査を行わない理由として、「・・・施設が存在が下流域の地下水等に影響を及ぼす可能性が小さいと考えられます。・・・」との事であるが、地域住民としては生活がかかっている重要な事項であり「可能性が小さい」では済まされない。 「可能性がない」と言い切して下さい。言い切れないのであれば調査を実施して下さい。	地下水への影響に関して不安が増幅したため。									F							
18	搬入車両に関して、特に処理場からの退場時にタイヤ等に土が付着し道路を汚したり近隣住宅に埃として飛散する可能性はありませんか?あるのであればその対策を実施して下さい。 (対策内容を明示下さい)	搬入車両による国道・市道の汚れや埃被害が心配なため。									F	G	H					N
19	ページ8(13)交通計画 市道5087号は、大型ダンプに積載された荷重に耐えられる構造になっているのですか。	生活道路の機能が維持させることができるのか。															H	
20	ページ4(8)事業計画スケジュール2造成工事開始伐採木や掘削土はどのように処理されるのですか。	造成計画が明示されていない。																M N
21	ページ3(4) 「産業廃棄物の処理施設において...」 建設現場から出る建設廃棄物であっても、分別されていれば受け入れられるのですか。	廃プラスチック類の配管材の接着剤は安定型産業廃棄物に該当しないのか。																



(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)										
28	<p>①産廃施設建設計画について該当地域への事前相談をしなかったのは何故か。 全てが法的な処理で済まされるなら住民が納得できる法改正が必要です。</p> <p>②産廃施設の建設場所としてなぜ下阿波地区が候補地になったのか。該当地区の住民(服部川から取水して生活する者)が飲料水や農業用水などに使用している水が汚染されるのではないかと不安になることは企業として考えなかったのか。</p> <p>③産廃事業計画の概要に、社会的意義サステナブルな社会を目指すと言っていますが、もっともな内容であると思います。持続可能な社会を継続していくためには、人が健全な生活を維持していくことが最優先されるべきと考えます。企業側の事業計画の概要・理念などには、このことには触れていません。重要な事項です。</p> <p>④産廃施設計画の概要資料は、一見きちんとまとめられた資料のように見えます。事務的に処理された印象があります。例えば、水質検査の数値や施設が稼働した時の予想数値など、その内容はどこが保障するのか責任の所在がはっきりしていないので疑問であり不安である。このような企業には、日本における産業の安定した経済活動を支え持続可能な社会を目指すといったことを言える企業の資格はあるのだろうか、ないと考えます。到底、産廃事業を任せられる事業者でないと思います。</p>	<p>①法的(廃掃法)には、事前相談は三重県となっているようですが、原発の誘致に関することでも住民との協議が行われているように、生命に関することでは同じレベルの問題である以上、住民への説明は事前に行い計画を進めていくのが当たり前のことではないかと思えます。環境を重視する企業として住民への配慮がな過ぎます。人体に影響を及ぼす汚染水の流出など、想定外の事態が起こることも十分考えられます。私たちの生命にかかわる問題であり、もし施設の建設が許可になれば未来永劫不安な日々を送らねばなりません。</p> <p>②産廃施設を建設しようとしている土地は、この目的のために土地を買収したものではありません。この土地は元々ゴルフ場を建設事業に準備された土地であり産廃事業を行うために適正な土地として準備されたものではない。遊ばせておきたくない土地だからという理由で、産廃施設の建設事業を行うのは、あまりにも下流地域の住民の生活及び生命を軽視していると思えます。</p> <p>③持続可能な社会を継続していくためには、それ以前に、私たちが生活していく上で必要不可欠な水を確保することは、もっとも重要なことです。それを確保してから維持可能な社会があると考えます。健全な生活を維持していくことが、最優先されるべきと考えます。</p> <p>④企業側が調査測定した数値は、いくらでも改ざんできるでしょう。大企業でもデータの改ざん問題が発生している。事業の健全な運営にあたり第三者のチェック機関による保証システムの導入(例えばISO14001環境マネジメントの認証取得)が必要不可欠だと思います。ましてこの計画は、人の生活生命に直接かかわることですからこの導入を考えもせずにこの事業計画を立てた企業の思想に問題があると思えます。</p> <p>疑問と不信感 説明会に対する企業側の姿勢について 説明会の開催は、法に基づく手順で開催し実績を残せばという感じを受けた。 「会場の借用終了時間が来たのでこれで終了します」といい説明会は終了。まだ挙手をして質問しようとしているのを拒否し閉会。企業側が理解を得るために開催した説明会であるのに誠意は感じられなかった。日を改め説明会を開催するのが企業側の対応ではないのか。事務的に開催された説明会であることが見え見えである。伊賀環境サービス(株)は現在従業員がいないとの事。社長一人の会社で最高責任者である社長が説明会に出席していない。質問には答えられない状況で説明会を開催したと言えるのか。コンサルティング・有識者(環境生活)の方が同席していたが何のため?必要でしたか。発言はありませんでした。(サンショウウオの生息の話のみ)今回の説明会で確信したことは、このような会社に産業廃棄物の最終処分場を任せる とはあり得ない。不信感だけが心に残った。 説明会までの経緯で疑問に思うことは三重県は、この計画についてどのようにして判断をして企業側に、計画を進めるよう指導したのか理解できません。下阿波地区の産業廃棄物最終処理場建設予定地は、服部川下流で生活水(飲料水・農業用水など)を取水していることを承知しているはず。この産廃最終処分場建設計画の資料を綿密に確認した調査を行った結果、今後のスケジュールを進めたのだろうか。想定外の事態が起こった時、国や県市が対処できる覚悟はあるのでしょうか。生命にかかわる水資源をどのようにとらえているか考えを聞かせて欲しい。法的には中立の立場である県や市の担当職員は、説明会に参加しないとの事ですが、同席頂いて住民の考え方を聞いていただくことが大事ではないかと思えます。</p>	A	C	F				K	L	N		

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)											
29	<p>①想定外の環境汚染(特に水質汚染)が発生した場合は、生活用水を服部川から調達している山田地域住民へ深刻な被害を与えるものとなります。起こりうるはずのないことが起こった場合の「危機対応方針」を地域住民への被害補償を含めて具体的にお示しいただきたい。御社だけでなく、親会社の株式会社デイリー社との連名での誓約書提出等で本事業に向けての覚悟をお示しください。</p> <p>②本事業完了(2033年8月閉鎖完了予定)後は、同近隣地(既存所有地)において同様の事業を計画実施しない旨の誓約書を提出いただきたい。</p>	<p>①福島原発事故のように想定外の事象が起っても、我々住民はこの地域に残るしか術がありません。親会社の経営理念である「自然環境に配慮」「地域社会に貢献」するためにも、地域に寄り添った方針をお示しいただきたい。</p> <p>②「生活環境影響調査」内に、事業計画地を含む服部川支流の流域の面積は約550,000㎡であり、それに対して計画地内の埋立区域(土堰堤を含む)の面積は約20,000㎡である。埋立区域が流域に占める割合は約4%であり、施設が存在が下流地域の地下水位等に影響を及ぼす可能性は小さいと考えられることから。</p>	A									K	L	N
30	日常生活の生命線である水道水等々河川に求める者として、とても不安で容認できません。反対です。	河川上流での事故は、1度でも発生すれば、取り返しがつかないと考えます。生活用水は命							F					
31	水質汚染が第一に不安である。生活者にとっては健康維持を望むところである。断固、反対です。	記載なし							F					
32	この度の産業廃棄物の処分場は中村地区をはじめ山田地区の水源の上流に設置されようとしています。良質の水道水の汚染が危惧されます。計画を撤回されたく意見書を提出します。	汚染水の流失が危惧されます。							F					
33	河川への流出による水質汚染、土壌汚染等か懸念される。データの説明がありましたが汚染物質が含まれている可能性が高い様に思います。断固反対します。	水質悪化、土壌・環境による風潮作物が懸念される為							F					
34	最終処分場はごみが出る以上必ず必要なものです。しかし、生活をしているものにとっては、近くに最終処分場ができるのは不安でいやなものです。生活環境に及ぼす影響は著しいものではない環境を適正な水準に維持することができるのですが、御社は民間企業であり、いつまで維持管理できるものか不安であります。永久的に維持管理を適切に行い環境を守っていただけるのであれば特に問題はないのかもしれませんが確ですか？	有害物質の流出、拡散の危険性をいつまで無くすることができるのか不安である。							F			I		M
35	<p>説明会資料1-1本件事業の社会的意義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立工法がセル&amp;サンドイッチ方式であることについて</li> </ul> <p>1)単に廃棄して覆土するだけの大規模災害を発生させる可能性がかなり大きい埋立状況であるのに、何をもって大規模災害に備える防災拠点となりうるのか。</p> <p>2)26万m3もの廃棄物を埋め立てて放置するだけの事業について、何をもって豊かな自然との調和を図りながら持続可能な適正処理を確保するといえるのか。</p> <p>3)近年の線状降水帯等予測できない豪雨にさらされて埋め立て廃棄物が流出する可能性が大きいのに何をもって安全で信頼性の高い処理施設といえるのか。</p> <p>4)水道水源地に廃棄物処理施設を設置することがどうして地域との共生が図られる事業といえるのか。</p>	以上、基本的な事業目的が大きく矛盾しているため事業計画を認められない。	A						F	G			M	













(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																					
84	①PFASの検出により岡山で水道水が飲めない問題がでているので国の対応が明確になるのを待つべき。 ②川越で20年前に埋めた石膏ボードが原因と思われる硫化水素検出これも三重県による調査を待つべき	上記参照お願いします。 自然は自然のままが良い。										D	F											
85	廃棄物をセル方式及びサンドイッチ方式で処理し、汚水は処理後完全に処理し服部川に放流するとあるが事故が起き、不敵な物質は水に混ざった場合は、除去が出来ない。よって安定型産廃処理分場を川上に設置することは、絶対反対する。	設置に対して絶対反対理由 浸透水・地下水等に悪化が認められた場合は・・・とあるがそれですでに放流された水はどうなるのか。事故が起きてからでは、手の打ちようがありません。不純物は目視検査では発見できません。											E	F										
86	業者の取り組み姿勢について、疑問を呈する。	説明者が回答できない。今からこのような責任のない会社の言う事、事態信用できない。  ①わが社が委託されました。ではどこまで委託されているのか。即答できない社員を送り込み、納得しろとは、無理な話。 ②今回は計画を立て直すなり、別のところで交渉したらいかがですか？																			L	N		
87	水質汚染の懸念から処分場設置に反対する。	長期にわたる安全性が説明会で納得出来なかった。水量の少い、源流河川域での汚染物質流出懸念は、直下の農業用水取水、数キロ下の上水道取水に不安を覚える。当施設の為のペーパーカンパニーの長期存続の可能性に大変疑問を覚える。																				L		
88	7月13日(土)、長くて空虚な説明を聞いて、次のように意見を出します。 当日行われた説明は、当地域の生活環境上危険極まりない、粗悪な計画であると断ずる。従って、計画中止の意見です。	当地域の将来において、不健全な計画を推進することは、反対である。山紫水明の里山を微細も汚してはならない。																				C		
89	記載なし	大気・水質悪臭などさまざまな問題が最初はないと思うが年がたつにつれてさまざまな問題が出て来ると思います ですので反対します																					D	F
90	1.排煙処理でダイオキシン対策又、排水処理を敷地内調整地を設置するのか否か？ 2.敷地内は軟岩地質で施設内の遊水が地盤に浸透し、後に地下水に影響がでないのか？	1.日常、空気を吸う事で生きているが空気汚染になれば地球全体の亜熱帯化が進行する為。 2.農作物に影響を及ぼす為。																					D	F
91	水質汚染による水田の収穫の影響健康被害の懸念	土壌変化による悪臭、水質の変化による生物の環境変化																						F

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)												
92	<p>(1)事業計画書(P3)において③埋立量目安：約300m<sup>3</sup>/日 ④搬入台数等：1日平均20台(最大30台)4t~10t車と記載されていますが、コンクリートガラの単位体積重量1.480kg/m<sup>3</sup>で計算すると、4t車で2.7m<sup>3</sup>/台、10t車で6.7m<sup>3</sup>/台となり埋立量目安の300m<sup>3</sup>/日より、4t車だと111台/日、10t車だと45台/日必要となります。算出根拠を示して頂きたい</p> <p>(2)産廃処理に関する事例あり(参考)(別添) 説明会における意見(R6.7.14説明会より)</p> <p>1風評被害として産廃処分場が隣接している事自体商売上敬遠される。保障問題である。 2農業に従事している地域住民が築き上げた伊賀米ブランドの汚点となる。 3水質汚染・土壌汚染・大気汚染を100%防止することは無理。 安定型産廃処分場は安全という汚染される可能性がある。操業したら水道水源が汚染され健康被害をもたらす。裁判でも認められている事例あり。 4オオサンショウウオの生息地域に建設は不可では。 5事業計画会社の実態が不明 伊賀環境サービス(株)設立:R3所在:大阪府東大阪市 説明会には当該会社の職員は出席ゼロ委託業者1名他関係者2名本来、社長も出席して説明するのが筋、地域住民を何と思っているのか。今回の事業の為に設立された会社であり事業が終わったら解散するのではないのか。 もし汚染等が発生したら責任はだれがとるのか。 6計画している処理場の面積は、事業計画会社及びグループ会社が所有している土地の一部であり、完了後次々と拡大していくのではないのか。 7事業計画書の内容について 「各段階で検査します」とあるが検査の実施に当たって内部の検査員では信用できない。 目視確認とあるが見えない・臭わない有害物質もあるがどう確認するのか。 環境ISOの認定も受けていない会社ではダメ。必要と思われる検査が多くなされていない。再検討すべき。</p>	<p>(1)主は、搬出予定地、搬入車両の重量管理等についての記載がなされていない為過積載での運行が考えられる。</p>		B	C		E	F		H	I	J		L	M
93	<p>山田地区は、豊かな自然と精流に包まれ、生活基盤を生活の糧に「米づくり、良質の水」で生活してきた。上流に産廃処理施設建設などもっての他です。いかに上舌に説明されても検査された証拠も保証されるものではない。永年水質汚濁がないと保証されるものではない。処理施設は、絶対に作るべきではない</p>	<p>産廃処理施設は伊賀市に既に存在し2施設も要らない!</p>					F								
94	<p>埋たて工事が終了しても、永年の結果、不純物が発生しない事はない。最近の水質検査基準に新たな項目も追加されています。人工的な埋立てに完璧などない</p>	<p>天災地変(東南海地震)の確率高まるなか今更建設は反対である</p>					F			I					
95	<p>・他地域の処分場での水質検査で、結果、不良となった事はないのでしょうか。 ・埋立前の展開検査、浸透水検査等、常時チェック可能な設備及び体制を計画されているのでしょうか。</p>	<p>山田地区の水源地の上流に計画されている為。</p>					E	F					L		
96	<p>反対します。</p>	<p>記載なし</p>	A												







(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
118	<p>私は、伊賀市下阿波における安定型産業廃棄物最終処分場の建設に対して強く反対します。以下にその理由を詳述いたします。</p> <p>1.環境への悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川・地下水汚染のリスク:産業廃棄物は有害物質を含む可能性があり、適切に管理されない場合、河川・地下水の汚染が懸念されます。河川・地下水は地域住民の飲料水源でもあり、その安全性が脅かされることは重大な問題です。</li> <li>・生態系への悪影響:処分場の建設と運用により、周辺の生態系が破壊される可能性があります。特に、希少動植物が生息している場合、その影響は取り返しのつかないものとなります(動物としては、天然記念物オオサンショウウオへの悪影響・植物としては、伊賀米をはじめとする農作物への懸念)</li> </ul> <p>2.健康への悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の健康被害:産業廃棄物からの有害物質が大気や水源を汚染することで、地域住民の健康に悪影響を与える可能性があります。特に、長期的な曝露による健康リスクは無視できません。</li> </ul> <p>3.経済的悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済への悪影響:処分場の存在は、地域のイメージを損ない、観光業や農業など地元産業への悪影響が懸念されます。これにより、地域の経済が停滞する可能性があります(風評被害)</li> <li>・不動産価値の低下:処分場の建設は周辺の不動産価値を下げる要因となり、地域住民の資産価値が減少することになります。</li> </ul> <p>4.社会的悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の分断:処分場の建設を巡る意見の対立が地域社会を分断させる可能性があります。地域住民間の信頼関係が損なわれ、コミュニティの一体感が失われることは、長期的な社会的問題を引き起こします。</li> </ul> <p>5.代替案の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私としては、持続可能な業務として地域住民に快く受け入れられ、ましてや誘致を求められるような施設を代替案として提出を願っています。</li> </ul>	<p>◎結論</p> <p>以上の理由から、私は伊賀市下阿波における安定型産業廃棄物最終処分場の建設に反対します。地域の環境、住民の健康、経済、社会の安定を守るためにも、このプロジェクトの中止を強く求めます。</p>														
119	<p>計画区域は、地域住民の飲料水の水源、伊賀米づくりに不可欠な、水利である。区域内の調整池では、水質検査は行われるのか?汚染された場合は、損失補償はあるのか?</p>	<p>米づくりによる営農活動を継続するため。</p>														
120	<p>ISO14001の取得はいつ頃の予定をされているのでしょうか。 もし取得しないのであればその理由をお答えください。 私は水稲農家ですが、水質汚染により、米が売れなくなった時の補償はどの様にしてくれるのでしょうか。</p>	<p>社内の水質検査では、データの改ざんあるいは検体のすり替えが行われる可能性が考えられますのでそれを第三者機関に査察してもらいたいです。</p>														
121	<p>説明会では安全な物質を埋め立てるとありましたが、万が一人体・自然に有害な物がまざっていた場合、また地震等で埋め立てた物が出てきた場合に周辺の農畜産物に対する風評被害が発生した時の保証についてどういう考えか教えていただきたい。 貴社の名前にもある伊賀地域全域では、R5年度のJAの資料によると米で29億円野菜で5億円、肉牛で13億円の販売高があり、福島風評被害までいかずとも上記の農畜産物が影響を受ける事となる。貴社のみならず関連会社全てを公表し、連名で風評被害発生時の保証について念書を作成していただきたい。</p>	<p>農家にとっては生産物の販売価格が生活に直結している。安定型とは言え産廃がある事で、また万が一事故がおこった際に生産物が売れなくなる事は生活環境の保全の観点から重要な点であると考えます。</p>														

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																				
122	のみ水がよごれているのはこまります	のみ水は大切だ										F											
123	飲料水の汚れは困る。	飲水は生活上重要なものであるから											F										
124	処分場を管理し続ける体力が会社にあるか不安。倒産した際に責任を引き継ぐ体制が不明なので建設反対。 管理者がいなくなった後、周辺環境への影響が心配。	処分場建設のためだけに作ったような会社が管理をし続けるとは思えない。親会社はデイリーかもしれないが責任を取る事も明らかにされていない。埋め立てて、儲けるだけ儲けたら計画倒産しそうな会社に産廃の処分場管理は続けられない。														I					L		
125	1.何故事業計画地が選定されたのか? 服部川流域に生活されている多くの方が専業・兼業には関わらず農業に尽力されている活気のある地域と見ます。伊賀米も全国の作況の悪化が伝えられる中、Aクラスの汚価を得ています。又、伊賀牛の生産についても昨今、海外輸入の飼料の高騰により、飼料米の生産も必要不可欠となりましょう。 又、伝統的に伊賀の酒造りに於いても大事な酒米の供給に励んでおられる農家にも、今回の事等についての不安は測り得ないものと感じます。もしも、問題が発生した場合は何処に於いても取り返しのつかない事になるケースを見解します。 この地域が限界集落とか産物状態ある様な地域でない事から、無理を通して計画を推進される事については今後の大山田の存続に関わる重大な禍根を残す事になりかねないと本当に思いますし危具致しております。	記載なし																			C		
126	産業廃棄物に反対します。	景観に悪い。																				A	
127	私は、伊賀米ブランドに惚れ、伊賀中で一番うまい米と思い人生を賭けています。上流で最終処分場が出来れば、もう、伊賀米は、ただのブランド無しの米になり、伊賀地区の魅力が消えます。米だけではありません。農産物全てです。魅力が無の地域には、人も集まらない、住まない様になります。私は、この計画に対して、断固反対します。	記載なし											F										
128	日常生活において、水道水や農作物を飲み食いすることで私達の健康を害することがないという、安心、安全性の確証はあるのか	日常生活において、何か問題がおきてからでは遅いと思うので不安です												F									
129	産業廃棄物場が出来ることに伴う水質土壌汚染、悪臭等の心配があり、計画場所の再検討を要望します。	産業廃棄物処理所の建設予定地は、周りに水田、川等が有り、化学物質が土壌に流出、水路に流れこみ人体に悪影響が出ないか又悪臭も運搬途中を含めて絶対漏れないか等の数多くの不安材料があります。																				D	F







(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)											
155	水道水源林で水源かん養の役割を持つ樹木を伐採・森林破壊をし、ゴミ問題解決という美名のもと作られた処分場から有害物質の流出による土壌汚染並びに河川の水質汚染という新たな公害の発生が懸念されます	地域住民(とりわけ生活用水・農業用水として利用する者)にとって、回復しがたい生命・健康上並びに農地を含む土地を汚染されることによる財産上の受忍し難い被害を防止する為												M
156	当該処分場の建設は、有機物の流出による生態系への回復し難い悪影響(水生生物の死滅及び減少)、とりわけ多様な水生生物が棲む上流域河川が汚染・破壊され水環境を含む地域の景観と特性(森林に囲まれ育まれた水とそこに棲む生物と人々の暮らし)を破壊する行為に他ならないのではないのでしょうか?	有害物の流出による生態系への悪影響を懸念するため、とりわけ清流に生息するオオサンショウウオが生息できる程の自然環境(エサとなる生物の生息を含む)が破壊される恐れがある為					F							M
157	もし、処分場が許可された場合、建設工事開始から事業終了後も森林再生までの間、伐採された森林及び隣接森林からの土砂流出や山地崩壊は誰が責任を持って回復を行うのですか?又、有機物の流出と思われる水環境・住生活・健康への被害・影響が出た場合、責任の所在と、現状回復・被害弁償の義務は誰が負いますか?	森林を含む水環境・住環境に深刻な影響が表面化するのが貴事業会社が解散後で責任者不在では公害の発生が懸念されるにも関わらず、住民の反対を無視して許可を出した県(知事)、水道水源保護条例があるにも関わらず反対しきれなかった(審議会)・市による公費回復を求めることになる為					F						L	M
158	事業終了後の当該処分場の扱いはどうなりますか?まさかゴルフ場ではないですよね?貴事業会社並びに貴グループ会社が連帯して森林への回復を求めます。 その場合の裏付けとなる費用を事前に基金として設ける又は供託する又は貴グループが連帯して負う連帯債務として保証される予定はありますか? ヤマサキ氏サカイ氏同席での貴社代理のオオシロ氏の「悪影響はない・負の側面はない」という趣旨の発言や、反対意見に対するオオシロ氏の否定的態度に対して、住民を安心させるためにも具体的なお考えをお示し下さい。尚「他でやっているから大丈夫」「問題ありません」は回答になりませんので、宜しく御回答下さい。	許可後の建設工事・事業開始に伴う森林伐採による土砂流出・水質汚濁による水環境景観を含む森林環境、並びに生活用水・農業用水を含む住環境の悪化に対する損害賠償に備える為	A									I		M
159	産業廃棄物処理施設には反対です。 国道163号線の拡幅及び歩道設置	大山田地域は、高齢者が非常に多い。又子ども達も通学で利用している。交通弱者の為、安全確保するべき。										H		
160	反対です。 会社の実態が分からない	未来永劫まで、管理出来るのか 信憑性がない												L
161	反対です。 ゴルフ場開発の予定地	その昔、ゴルフ場の計画があり、そのままゴルフ場が開発された場合は①土を動かす量の規制②調整池の設置と容量③排水計画④堰堤をはじめとする土留め⑤進入路の交通安全対策などの規制が多くあり、ゴルフ場全体が地域と共生するための要項があったと聞いている。 しかし今回の計画は、ゴルフ場計画のごく一部でその後順次増やしていくとも聞いているが、今回の計画については、最終の開発計画を示してください。その上で本計画の位置付けを示してください。 とても小さく産んで知らない間に大きく開発が進む事を危惧します。											C	







(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
186	<p>水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。</p> <p>自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。</p> <p>サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるという構造が本当にサステナブルなのでしょうか？</p>	<p>奈良地方裁判所平成21(行ク)6の裁判要旨  <a href="https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260">https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260</a>                      環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」  <a href="https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf">https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf</a>                      にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため</p>	A	B												
187	<p>水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。</p> <p>自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。</p> <p>サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるという構造が本当にサステナブルなのでしょうか？</p>	<p>奈良地方裁判所平成21(行ク)6の裁判要旨  <a href="https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260">https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260</a>                      環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」  <a href="https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf">https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf</a>                      にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため</p>	A	B												
188	<p>事業計画の概要書、八段目“豊かな自然との調和を図りながら”とありますが、本計画のどの部分が、豊かな自然と調和していると考えられていますか。</p>	<p>私的事由において、説明会に参加できず、関係書類を拝読しても内容の理解が進まなかったため意見書を提出することにしました。本計画の安定型産業廃棄物最終処分場が阿波地区の豊かな自然と調和しているという考えが資料から全く理解できません。根本的に処理場と豊かな自然とは相反するものだと考えます。自然と調和するための対策などされているのであればご教示願いたく存じます。</p>	A													

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
189	<p>&lt;意見&gt;</p> <p>1.処理する産業廃棄物の種類からの金属くずの除外</p> <p>2.最終処分の前工程となる産業廃棄物の分別や中間処理の内容の明確化</p> <p>3.事業計画段階での作業員の教育方法および教育内容の記録・保管方法の具体的な策定。</p> <p>4.市民へのマニフェストや各種定期検査結果の公開や、稼働中の最終処分場の見学など、一般市民への情報公開方法の策定。</p> <p>5.ISO14001の取得</p> <p>6.有機フッ素化合物(PFAS)に対する対応についての事業計画書への記載。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>伊賀環境サービス株式会社殿(以降貴社と呼称させていただきます)のwebサイトにて公開されている"生活環境影響調査報告書.pdf"を始め、今回の貴社による産業廃棄物の最終処分場の設置計画において、デイリー社グループ殿(以降貴グループと呼称させていただきます)が滋賀県大津市で20年間にわたる安定型産業廃棄物最終処分場の運営実績を有していることが、貴社が産業廃棄物(安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む))の最終処分場を安全かつ適切に運営できることを保障する証拠であるように述べられております。しかし現在貴グループが滋賀県大津市で運営している産業廃棄物の最終処分場、大津夢の里第二最終処分場のwebサイトを拝見すると、こちらでは安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む)から金属くずを除いた4品目のみの処分が許可されております。このことより、貴社および貴グループでは金属くずの最終処分場の運用実績が無いのではないかと考えており、本計画の最終処分場で扱う品目から金属くずを除くべきと考えております。</p> <p>2.について</p> <p>本計画の事業計画にも記載されておりますが、現代社会は循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理に関する施策を推進し、サステナブル(持続可能)な社会を目指していく必要があります。そして廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理においては最終処分場よりも前の段階、廃棄物の分別と中間処理が重要になります。しかしながらこの分別や中間処理について、事業計画書などでは具体的な記載はありませんでした。最終処分場で最終処分を行う産業廃棄物について、適切に分別や中間処理が行われ、減量できるものは減量し、再利用できるものは再利用に回し、どうしても埋め立て処分せざるを得ないものだけが最終処分されるよう、事業計画段階から検討を行い、事業計画書に組み込む必要があります。例えば、貴社独自の中間処理業者に関する規格を定め、それに適合した中間処理業者のみから廃棄物を受け入れる、あるいは貴グループで責任をもって分別や中間処理までを行うなど。</p> <p>3.について</p> <p>最終処分場が計画どおりに適切に運営されるかどうかにおいて、実際に作業を行う作業員の教育と、適切に教育が行われていることでの管理・監視が重要となります。これを確実に行うためには、事業計画段階で作業員に行う教育の内容とその方法、教育記録の保管方法などを検討・策定しておく必要があります。事業計画書に盛り込んでください。</p> <p>4.について</p> <p>最終処分場が適切に運営されているかどうか、地域の市民が確認・監視するためにはマニフェストや各種検査結果の公開や、最終処分場の一般公開などの情報公開が必要です。これらについて、事業計画段階で策定し、事業計画書などに記載してください。</p> <p>5.について</p> <p>貴社が自身の企業活動が環境に及ぼす影響を管理できている事業者であることが第3者機関により証明されることになるので、取得してください。</p> <p>6.について</p> <p>昨今問題になっている有機フッ素化合物(PFAS)について、産業廃棄物の最終処分場の設置を計画している事業者として、貴社には自身の企業活動が地域のPFASの量に与える影響や、PFASに対する姿勢を説明する責任があると考えます。貴社の企業活動が地域のPFASの量に与える影響の評価を行い、事業計画書や環境影響調査報告書に記載してください。また貴社の企業活動によって地域のPFASの量に影響があるとした場合は、PFAS量の検査や、基準値を超えた場合の対応などについて事業計画書に記載してください 以上</p>	<p>伊賀環境サービス株式会社殿(以降貴社と呼称させていただきます)のwebサイトにて公開されている"生活環境影響調査報告書.pdf"を始め、今回の貴社による産業廃棄物の最終処分場の設置計画において、デイリー社グループ殿(以降貴グループと呼称させていただきます)が滋賀県大津市で20年間にわたる安定型産業廃棄物最終処分場の運営実績を有していることが、貴社が産業廃棄物(安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む))の最終処分場を安全かつ適切に運営できることを保障する証拠であるように述べられております。しかし現在貴グループが滋賀県大津市で運営している産業廃棄物の最終処分場、大津夢の里第二最終処分場のwebサイトを拝見すると、こちらでは安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む)から金属くずを除いた4品目のみの処分が許可されております。このことより、貴社および貴グループでは金属くずの最終処分場の運用実績が無いのではないかと考えており、本計画の最終処分場で扱う品目から金属くずを除くべきと考えております。</p>	A					E	F					L		

